

～ 平成 28 年 9 月静岡県議会定例会 に対する質問 ～

質問者： 土屋 源由 議員

質問日：2016/9/28

会派名：自民改革会議

1 東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた道路交通について

答弁者： 知事

質問要旨： 東京オリンピック・パラリンピックの自転車競技が行われる伊豆地域は、専用レーンが設置できない片側 1 車線の道路が多いうえ、競技会場までのアクセスルートにおいて、渋滞が慢性化している場所がある等、選手や関係者の円滑な移動に大きな支障となることが懸念されている。

そのうえ、観光地である伊豆地域における夏場の繁忙期にオリンピック・パラリンピックの開催が重なっており、交通渋滞の改善策の検討が急務であると感じている。

県は、7月下旬と8月上旬に実施した伊豆半島での交通量調査の結果を分析し、輸送計画を練っていくと思うが、地元の不安を払拭し、大会開催に万全を期すためには1日も早い対応が必要になる。

そこで、大会関係者や観戦客、住民を含め、どのように円滑な道路交通を確保していくのか当局の考え方を伺う。

また、本年度から、東京五輪会場アクセス道路整備事業を立ち上げ、支障箇所の改善に努めているが、当該事業の進捗状況と完成までのスケジュールについて伺う。

答弁内容： 土屋議員にお答えいたします。東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた道路交通についてであります。

東京オリンピック・パラリンピックは、大会に参加する選手が最高のパフォーマンスを発揮でき、世界中から訪れる観戦客にも大いに楽しんでいただける、日本にふさわしい先進的な運営を世界に示すものにしなければなりません。

自転車競技が行われる伊豆地域におきましても、選手や観戦客を円滑に輸送することは、先進的な運営の実現に不可欠であります。そのために議員御指摘のとおり、道路交通事情の改善は極めて重要な要素であるということでございます。

東京オリンピック・パラリンピックの自転車競技は、伊豆地域の観光繁忙期の7月末から8月末にかけて開催されます。そこから、地元住民や観光行

楽客の交通に、選手、大会関係者、観戦客の交通が加わることによりまして、交通量の大幅な増加が想定されております。

大会開催時における円滑な道路交通を確保するためには、夏季の伊豆地域の道路混雑状況を的確に把握する必要があります。それとともにオリンピック・パラリンピックの開催により発生する交通量の予測を基にいたしまして、関係者が一体となって課題解決に当たることが重要です。

このため、県では、「道路交通アクセス検討連絡会」を設置いたしました。この「道路交通アクセス検討連絡会」の構成は、沼津河川国道事務所、県道路公社、県警及び関係市の実務者から成るものであります。本年夏に、私どもが交通量調査を実施いたしました。その結果を基に、専門事業者の提案も求めながら、交通量の分散、削減を図る有料道路の活用、パークアンドライドの採用、鉄道利用の促進など、あらゆる方法を組み合わせた交通対策の検討を進めているところでございます。

また、東京五輪会場アクセス道路整備事業は、東京オリンピック・パラリンピック開催までに確実に完了させなければなりません。そのため、伊豆市をはじめ関係機関と連絡し、積極的に取り組んでいるところであります。予定を上回る用地取得が見込めるようになった箇所につきましては、本議会に必要な予算をお諮りいたしておりますが、前倒をいたしまして事業を進めております。

県といたしましては、関係者の確実な輸送と、本県を代表する観光地でございます、伊豆地域の円滑な道路交通の確保を図るために、アクセス道路の整備を着実に推進いたします。それとともに、大会組織委員会、国、関係市と協力して、最善の交通対策を実施いたしまして、東京五輪の自転車競技の成功のため万全の準備を進めてまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、関係部局長及び教育長から御答弁を差し上げます。

2 伊豆地域の災害対策について

(1) 津波対策

答弁者 : 危機管理監

質問要旨 : 伊豆半島 10 市町では、50 の地区協議会を立ち上げ、津波対策について住民等との合意形成に取り組んでいる。しかし、住民の合意形成には時間を要するため、いつ来るかわからない津波に不安を感じている。

合意形成や工事に時間がかかる防潮堤等の整備の前に、津波避難ビルの指定や裏山へ逃げる坂道や階段の整備を先行して進めていくべきと考える。

伊豆半島の津波対策について、ハード面で現状の取り組み状況と今後の事

業展開について、県の所見を伺う。また、ソフト面で、先ほど提案した細かな事業を早く実施するなど津波避難対策を推進していくべきと考えるが、県の所見を伺う。

答弁内容： 伊豆地域の災害対策についてのうち、津波対策についてお答えいたします。県では、伊豆半島沿岸10市町の海岸線を50の地区に細分化し、平成26年度から、各地区協議会において地域住民とともに地域の実情に合った津波対策の検討を進めているところであります。

津波対策における防潮堤等については、整備が必要な海岸延長のうち約5割でレベル1津波に対応した堤防高を確保しており、現在、防波堤の粘り強い構造への改良なども進めております。今後は、地区協議会において、合意形成が図られた地区から整備を実施してまいります。

また、津波避難ビルの指定、津波避難タワーや高台への避難階段の整備など、避難のための取組も進められており、伊豆半島沿岸10市町においては、津波避難ビルの指定が289箇所、津波避難タワーの整備が9箇所、避難路の整備が21箇所となっております。

県といたしましては、引き続き市町とともに住民との協議を重ね、早期に合意形成が図られるよう努めるとともに、市町が進める津波避難施設や避難路の整備などに対し、助言や緊急地震・津波対策等交付金による支援を行うなど、アクションプログラム2013の減災目標である犠牲者8割減少を目指してまいります。

2 伊豆地域の災害対策について

(2) 避難情報の提供

答弁者： 危機管理監

質問要旨： 台風10号は東北・北海道に大きな被害をもたらしたが、避難情報が届かなかったために、命を落とす事態も起きた。

最近、地震発災後にネットで一番検索されたのが、コンビニの状況や避難場所の情報であったとの報道があった。

伊豆半島のように、観光客が多く滞在する場所では、避難誘導などに多くの職員を充てることが出来ないことが予想され、遠方から通院している酸素吸入が常時必要な患者に、福祉避難所の情報が届かなければ、何のための情報か分からない。

県の仕事とは、県民はもとより、静岡県に来ている全ての人の事を考えることではないのか。今、被害に遭っている人の安全や安心を確保できる最大限の施策と情報を提供することが県としての仕事だと思う。この点について

どの様に考えているのか伺う。

それには、事前から情報発信の仕組みを検討しておく必要がある。市町を跨いで行動することは誰でも行っていることであり、誰もが分かりやすく、県内どこでも避難できる情報を提供することは出来ないのか、県の所見を伺う。

答弁内容： 次に、避難情報の提供についてであります。

災害発生時や発生のおそれのある場合に、避難勧告等の避難情報が的確に住民の方々などに伝わり、必要な避難行動が取られることは、人命被害等を減少させる上で極めて重要であり、県内各市町では同報無線や防災メール、広報車などを主体に、住民の方々への避難情報の伝達が行われています。

県では、迅速に被害情報を収集し、市町・防災関係機関、ライフライン関係各社等と情報共有をするため、「ふじのくに防災情報共有システム」、いわゆるFUJISANと言っておりますが、を整備しており、このシステムを通じて、市町の避難勧告、避難指示等の情報は自動的に携帯電話に緊急速報メールとして配信され、加えて、避難所開設情報などについても、Lアラートを介して、テレビ・ラジオなどのマスメディアから情報提供されております。

また、土地勘のない観光客の方々等にも分かりやすい避難誘導標識の普及拡大を進めているほか、「災害時等徒歩帰宅者の支援に関する協定」を県内のコンビニエンスストア等と締結し、道路などに係る災害情報が提供される仕組みも構築しており、フェイスブックやツイッターなどのSNSを活用した防災情報の発信なども行っております。

県といたしましては、引き続き、インターネット等を通じた避難情報の発信に努め、より多くの手段で、避難情報が県民や観光客の方々等に、速やかに提供される体制を築いてまいります。

以上であります。

3 ニューファーマーが活躍できる環境づくりについて

答弁者： 農林水産戦略監

質問要旨： 伊豆の国市は、異業種から農業を始めるニューファーマーが多い地域であり、彼らは、品質や収穫量の向上などについて、地域の農家以上に積極的挑戦し活躍している。

しかし、ニューファーマーは、借地契約の農地を所有できずに借地期間満了後も契約更新できるか不安を抱えていたり、ビニールハウス建設の借金で金銭的なリスクを背負い、アパートに住むため地元馴染めないという課題

を抱えている。

一方で、伊豆地域全体として見ると、農業の担い手不足で農地の集積が進まず、担い手の確保と農地の集積や効率的な活用が課題となっている。

伊豆の国市では、ハウスで「トマト」や「イチゴ」を栽培する多くのニューファーマーが育っているが、伊豆地域の他市町においても、ニューファーマーの育成が急務である。

そこで、伊豆地域におけるニューファーマーが活躍できる環境づくりについてどのような対策を取り、どの様に取り組んで行くか伺う。

答弁内容： ニューファーマーが活躍できる環境づくりについてお答えいたします。

県は、先進農家での実践研修を通じて、産地の新たな担い手を育成する「がんばる新農業人支援事業」を平成16年度から実施しております。

これまで、研修を修了した129名の方のうち、伊豆の国市をはじめといたしまして、県内の18の市町で122人が就農されておりました。やむを得ない事情で、離れたお二人を除く120の方がニューファーマーとして定着していらっしゃいます。

御指摘の問題のうち、地域に溶け込めないというようなお話でございますけれども、このような方々の内、実際どのような方々が地域に溶け込んで御活躍されているかを調べますと、「部農会」の活動でございますとか、水路の清掃を行う「沼あげ」などに参加されているというような場合が多いと認識いたしております。ニューファーマーの地域への定着支援に当たりましては、このような知見を活かしながら、今後も、市町、JAなどと連携して取り組んでまいりたいと考えております。

また、農地の借受けについてでございますけど、ニューファーマーの方々が、契約の更新時などに引き続き農地を借りられるよう、公的機関であります農地中間管理機構が、農地の出し手と新規就農者を仲介いたしまして、出し手の都合で一方的に解約する、そういったようなことがない農地中間管理事業の活用を進めているところでございます。

今後は、伊豆の国市で取り組んできた先進的な事例を、伊豆地域の他の市町やJAに紹介しながら、産地など地域の特長を活かしたニューファーマーの確保、育成を進めるとともに、JAや市町等の関係機関と連携をいたしまして、農地の確保や施設整備、資金制度などの支援も重点的に進めまして、ニューファーマーが地域に密着して継続的に安定した農業経営を行える環境づくりを支援してまいります。

以上であります。

4 景観形成と観光振興について

(1) 屋外広告物対策

答弁者 : 土屋副知事

質問要旨: 4年後にオリンピックを控える伊豆半島は、世界中から注目を集め、観光振興に対する地元の期待は膨らんでいる。伊豆半島を多くの方に楽しんでいただくために、観光案内看板は誘客のツールとして大変重要である。

しかし、幹線道路沿いに設置された観光案内看板の周辺には、統一性のない民間看板が乱立しており、設置場所によっては美しい眺望景観を阻害している。

観光案内看板自体も色や形状が不揃いで、分かりにくいものもあり、来訪者の視点に立った対策が必要だと考える。

伊豆半島を一体的にアピールするためには、観光案内看板の統一されたルール作りと景観配慮が重要であり、伊豆半島の市町が取り組んでいくためには、県の調整が不可欠である。

伊豆半島の観光を一層推進するために、屋外広告物の側面から県の対策、取組について伺う。

答弁内容: 景観形成と観光振興についてのうち、屋外広告物対策についてお答えいたします。

伊豆半島には、美しい自然景観や、そこに暮らす人々が創り出した文化的景観が豊富にあり、これまでも日本を代表する景勝地として人々を魅了してまいりました。今後、オリンピック・パラリンピックの開催や伊豆縦貫自動車道の整備に伴い、更なる来訪者の増大が期待されているところであります。

県では、本年4月に伊豆半島景観協議会を立ち上げ、伊豆半島の美しい景観を世界にアピールできる絶好のチャンスだということから、市町、観光関係者らと一体的に景観形成を実現するための行動計画を本年度中に策定し、地域総掛かりで取り組むことといたしました。

この行動計画におきましては、議員からの御指摘をいただきましたように、景観阻害の要因となっている派手な色彩で乱立する屋外広告物の規制を主要な柱の一つとして位置付け、協議会で進行状況を共有しながら、多彩な魅力を持つ伊豆半島の景観の改善に取り組んでまいります。

特に、ベロドロームへのアクセス道路沿線の違反広告物対策につきましては、オリンピックの開催に向け、最優先で取り組むこととし、計画策定に先行いたしまして、本年7月に、協議会に屋外広告物対策プロジェクトチームを立ち上げ、現況調査を実施しております。この結果に基づき、徹底した是正指導に取り組んでまいります。

また、市町や観光協会が設置する観光案内看板につきましても表記等に統一性がなく、狭いエリアの案内にとどまるものが多いなど、分かりにくいものが見受けられることから、色彩や表示方法などの共通ルールを設け、来訪者の視点に立った改善に努めてまいります。

県といたしましては、こうした取組により、国内外からの来訪者の憧れを呼ぶ伊豆半島の魅力ある美しい景観の形成を図り、より一層の観光振興につながってまいります。

以上であります。

4 景観形成と観光振興について

(2) 適切な情報発信

答弁者 : 文化・観光部長

質問要旨: 旅行者のニーズが多様化しており、それぞれのエリアの拠点となる観光地で知れる情報は、多様かつ広域である必要があるが、現在、伊豆全体を紹介できるネットワークがない。

来訪者に対して適切な情報を発信できれば、無駄な案内看板も減り、美しい観光地につながると考える。

そこで、伊豆半島の各市町が相互にメリハリの効いた適切な情報を発信し、情報のネットワークを張り巡らせるため、「美しい伊豆創造センター」のような組織を最大限活用しながら「伊豆は一つ」の合言葉を現実のものにしていかなければ、伊豆の将来はないと考えるが、適切な情報発信について、県の所見を伺う。

答弁内容: 景観形成と観光振興についてのうち、適切な情報発信についてお答えいたします。

旅行者のニーズは多様化し、個人旅行が主流となっておりますことから、議員御指摘のとおり、伊豆地域に多くの旅行者が訪れ、周遊していただくためには、旅行前や旅行途中それぞれにおいて適切な情報発信が必要であります。

このため、美しい伊豆創造センターでは、運営する観光情報ホームページ「ゆうゆうネット伊豆」について、旅行者が必要とする伊豆地域の観光資源やイベント等の情報をワンストップで入手できるサイトとすることを目指し、今年度は、エリア内の体験型旅行商品を集約し紹介するページを新たに設ける予定であります。

また、伊豆地域の道の駅、7市6町の行政や観光協会、県、国土交通省等からなる「伊豆道の駅ネットワーク協議会」では、伊豆地域内での周遊を促

進するため、Wi-Fi(ワイファイ)スポットが整備されている道の駅で紹介している広域案内の充実や、現地でしか得られない旬な情報の発信などに取り組んでおります。

さらに、県は、県観光協会と協働し、伊豆地域をはじめとする市町の観光案内所職員を対象に、広域的な情報発信や観光案内の実施を目的とした研修会を開催し、職員間の連携を強化することで、観光案内所間のネットワーク化を図ってまいります。

県といたしましては、国、市町、地域の観光関係団体等と連携し、タイムリーで層の厚い情報発信のネットワーク化に継続して取り組むことにより、伊豆地域が国内外から選ばれる、魅力ある観光地となるよう努めてまいります。

以上であります。

5 特別支援教育について

答弁者 : 教育長

質問要旨 : 近年、義務教育においては、小一プロブレム、中一ギャップなど、特に教育の接続部分で、生徒個々の社会適応力の低さが、多くの学校で問題を招いている。

通常学級に在籍しながら通級により指導を受ける児童・生徒等の増加が想像できる状況であるが、これらの生徒は知的障害ではないために特別支援学校の入学対象とはならない。義務教育では特別支援学級を設置して対応しているが、近年増加が著しく、今後、児童・生徒にどのような教育環境を整えていくかは大きな社会問題になって行くと思うので、県教育委員会の所見を伺う。

高校には特別支援学級がなく、高一入学時に、再度、社会適応の問題が生じたり、いじめや不登校の原因となったりする可能性もある。こうした生徒が将来、就職し、自立していくためには、社会適応力を高める教育が必要である。県教育委員会が、発達障害などの特別支援が必要な生徒に対して、どのように対応していくのか伺う。

答弁内容 : 特別支援教育についてお答えいたします。

小中学校におきましては、幼稚園、保育所及び認定こども園等との円滑な接続に配慮し、個別のニーズ、個々の特性を踏まえた教育を推進するため、特別支援教育コーディネーターを中心に学校全体として情報を共有し、個別の教育支援計画及び指導計画を作成するなど、きめ細かな対応に努めております。また、市町は新たに特別支援学級や通級指導教室を設置するなどして、

対象となる児童・生徒の増加に対応しております。さらに、こうした学級等に専門性の高い担任を適切に配置するため、特別支援学校との計画的な人事交流及び専門性を高めるための研修会の実施などにより、教育環境の整備に取り組んでいるところであります。

高校におきましても特別な支援を必要とする生徒が増加しており、その対応は急務であります。まず、入学時に、出身中学との情報交換をきめ細かに行うとともに、生徒の個別指導計画の作成等によって学校全体で情報共有に努めております。さらに、全ての学校において特別支援教育コーディネーターを指名し、校内研修の充実を図り、就職や進学指導については外部専門機関との連携を推進しております。

また、人間関係づくりが苦手な生徒については、県立静岡中央高校の東部、中部、西部キャンパス及び旧周智高校の4会場において、休日を活用した通級方式で、コミュニケーションスキル講座を実施しており、平成23年度から昨年度までに286人が参加いたしました。

現在、文部科学省では、高校における通級指導の導入や特別支援学級に係る教育課程の編成について検討を進めております。県教育委員会といたしましては、これまでの対応を強化するとともに、国が進める制度化に向けて着実に対応してまいります。

以上であります。